

令和6年10月22日
宇治川河川保全利用委員会
資料2

令和6年度 審議対象案件の占用施設説明書

目 次

21. 天ヶ瀬公園・白川浜公園（宇治市）	1
26. かわきた自然運動公園（八幡市）	16
20. 宇治川公園（京都市）	30

21. 天ヶ瀬公園・白川浜公園

記入者： 

ランク：A

番号	21.天ヶ瀬公園・白川浜公園	占用目的	公園	許可受者	宇治市	場所	左岸 52.8k(天ヶ瀬公園) 左岸 52.2k(白川浜公園)
----	----------------	------	----	------	-----	----	------------------------------------

1. 施設の概要 (占用者作成)

位置図		現況写真	 
現在の利用形態	修景・休憩施設等	都市計画の有無	無し
占用面積	1,720.08 m ² (天ヶ瀬公園 764.32 m ² 、 白川浜公園 955.76 m ²)	付帯施設等	【天ヶ瀬公園】 ・フェンス ・ベンチ ・トイレ 等 【白川浜公園】 ・柵 ・石碑等
許可の経緯	<当初許可> S61.04.01 <許可期限> R8.03.31	利用者数	(1 時間当たり 3 人×6 時間×365 日 =4,745 人/年間 概ね 10:00～16:00 時の明るい時間に利用者が確認できる。
堤内地・堤外地	 白川浜公園 天ヶ瀬公園		
周辺の土地利用の状況	・山地		
関連諸計画における占用地の位置付け	・特になし (天ヶ瀬公園は都市公園条例の適用除外)		
その他特記事項	・特になし		

ランク：A

番号	21.天ヶ瀬公園・白川浜公園	占用目的	公園	許可受者	宇治市	場所	左岸 52.8k(天ヶ瀬公園) 左岸 52.2k(白川浜公園)
----	----------------	------	----	------	-----	----	------------------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	昭和 51 年に宇治川改修計画に伴う民家立ち退き跡地の利用として、古来より宇治川にちなむ名所“山吹の瀬”として伝えられ、その優れた自然的景観を求め訪れる市民・観光客の憩いの場として公園を新設するために占用を受けておりました。現在も市民・観光客に利用されており、憩いの場として公園を設置する必要があります。	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・管理主体 : 宇治市 ・管理規則の有無 : 有(宇治市天ヶ瀬公園、白川浜公園及び夢浮橋広場管理基準) ・管理内容 : 草刈を年 2 回実施 	
利用状況	<p>【白川浜公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用規則の有無 : 有(宇治市天ヶ瀬公園、白川浜公園及び夢浮橋広場管理基準) ・排他独占利用の有無 : 無 ・申請内容と異なる利用等 : 無 <p>【天ヶ瀬公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用規則の有無 : 有(宇治市天ヶ瀬公園、白川浜公園及び夢浮橋広場管理基準) ・排他独占利用の有無 : 無 ・申請内容と異なる利用等 : 無 	
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・白川浜公園の下流側半分は特に問題ない。四阿など作らずそのままよい。 ・上流側は座るところがないのが残念。簡単なものでよいので腰掛けなどがあるとよい。 ・民家の石垣の木は定期的に確認と管理が必要。 ・天ヶ瀬公園は昔を知るものとしては見違えるようになってきた。上流側のサクラの太い枝が 2 本枯れかけており、ベンチの上にあることも考えて撤去を進められたい。 ・天ヶ瀬公園のフェンスの付け替えはすぐには難しいと思うが、釣り人用の塩ビ管や洗面器は撤去を進められたい。 ・長年かかったがようやく正常な姿に戻った。委員会の指摘を受けた宇治市の取り組みの成果と思う。 ・白川浜の方についてはCでもよいが、天ヶ瀬の方はもう一回推移を見たほうがよいように感じる。もう一度ランクをAとし、次回の審議でランクCとするか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上流側は座るところがないのが残念。簡単なものでよいので腰掛けなどがあるとよい。 →予算の関係もあるため、検討を行ってまいります。 ・民家の石垣の木は定期的に確認と管理が必要。 →定期的な確認を行っております。 ・天ヶ瀬公園は昔を知るものとしては見違えるようになってきた。上流側のサクラの太い枝が 2 本枯れかけており、ベンチの上にあることも考えて撤去を進められたい。 →伐採いたしました。 ・天ヶ瀬公園のフェンスの付け替えはすぐには難しいと思うが、釣り人用の塩ビ管や洗面器は撤去を進められたい。 →撤去いたしました。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動は、観光地美化対策事業費として予算措置をしており、宇治市高齢者事業団と委託契約をし、定期的に天ヶ瀬公園の整備、清掃を行っている。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	

ランク：A

番号	21.天ヶ瀬公園・白川浜公園	占用目的	公園	許可受者	宇治市	場所	左岸 52.8k(天ヶ瀬公園) 左岸 52.2k(白川浜公園)
----	----------------	------	----	------	-----	----	------------------------------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地内は公園として利用されており、植栽された樹木と管理された草地からなる。 ・ 左右岸ともに水際までアラカシを主体とした常緑広葉樹林が迫る。 ・ 占用地前面の水域は早瀬と淵が連続する溪流的な景観を呈している。天ヶ瀬公園周辺では6月にはアユの放流が行われている。 ・ 天端付近の道路の堤外側(天ヶ瀬公園)・堤内側(白川浜公園)に設置されている公園である。 ・ 河川内は岩盤が露出し、植生はほとんど見られない。また、護岸が整備されている。 ・ 周辺の水域ではカワウ、マガモ、カルガモといった水鳥が確認されているほか、ニホンイシガメ、溪流性の水生昆虫(チラカゲロウ、カワトンボ等)が確認されている。 ・ 周辺では樹林性の猛禽類であるオオタカ、ノスリが確認されているほか、オオヒラタザトウムシ等の樹林性昆虫が多く確認されている。 <p>《天ヶ瀬公園》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇治川で最も上流でのナカセコカワニナの産地となっている。 ・ 下流にはビワコオオナマズが河川で初めて産卵した場所がある。 ・ 直下はビワコオオナマズが河川で初めて産卵している様子が確認された場所で、時々本種が泳いでいる姿を確認することができる。 <p>《白川浜公園》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地の前面の水域は、宇治川でもっとも上流源にあたるナカセコカワニナの産地であり、ビワコオオナマズの産卵が河川では初めて確認された場所である。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地の前面の水域は、宇治川でもっとも上流源にあたるナカセコカワニナの産地であり、ビワコオオナマズの産卵が河川では初めて確認された場所である。これらの種の重要な生息場となっていると考えられる。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<p>《天ヶ瀬公園》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水域までの距離：5m ・ 占用地の前面の護岸は、石積みなどの急傾斜の護岸で、植生などはほとんど見られない。 ・ 護岸の前には、巨礫主体の裸地がある。 <p>《白川浜公園》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水域までの距離：約20m ・ 占用地の前面の護岸は、石積みなどの急傾斜の護岸で護岸の前には、石張りで低水敷的に整備されている。その前面も巨石積みの急傾斜の護岸である。 ・ 水際までの間に植生などはほとんど見られない。 ・ 前面の水域は深い淵になっている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約5m
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地周辺は、宇治から天ヶ瀬ダムまでつづく渓谷の河岸であり、渓谷にはカモ類をはじめとする水鳥や周辺の樹林地に生息する猛禽類など多くの鳥類や爬虫類などが生息することから、生物の忌避行動につながるような行為(多くの人が集まる、大きな音が出るなど)は避ける必要がある。 ・ 水域に近づくことは危険性が高いため、注意喚起を促す看板の設置などが必要である。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により占用範囲を明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。

ランク：A

番号	21.天ヶ瀬公園・ 白川浜公園	占用目的	公園	許可受者	宇治市	場所	左岸 52.8k(天ヶ瀬公園) 左岸 52.2k(白川浜公園)
----	--------------------	------	----	------	-----	----	------------------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

ランク：A

番号	21.天ヶ瀬公園・ 白川浜公園	占用目的	公園	許可受者	宇治市	場所	左岸 52.8k(天ヶ瀬公園) 左岸 52.2k(白川浜公園)
----	--------------------	------	----	------	-----	----	------------------------------------

(写真撮影者：占用者)



撮影日：令和6年8月8日

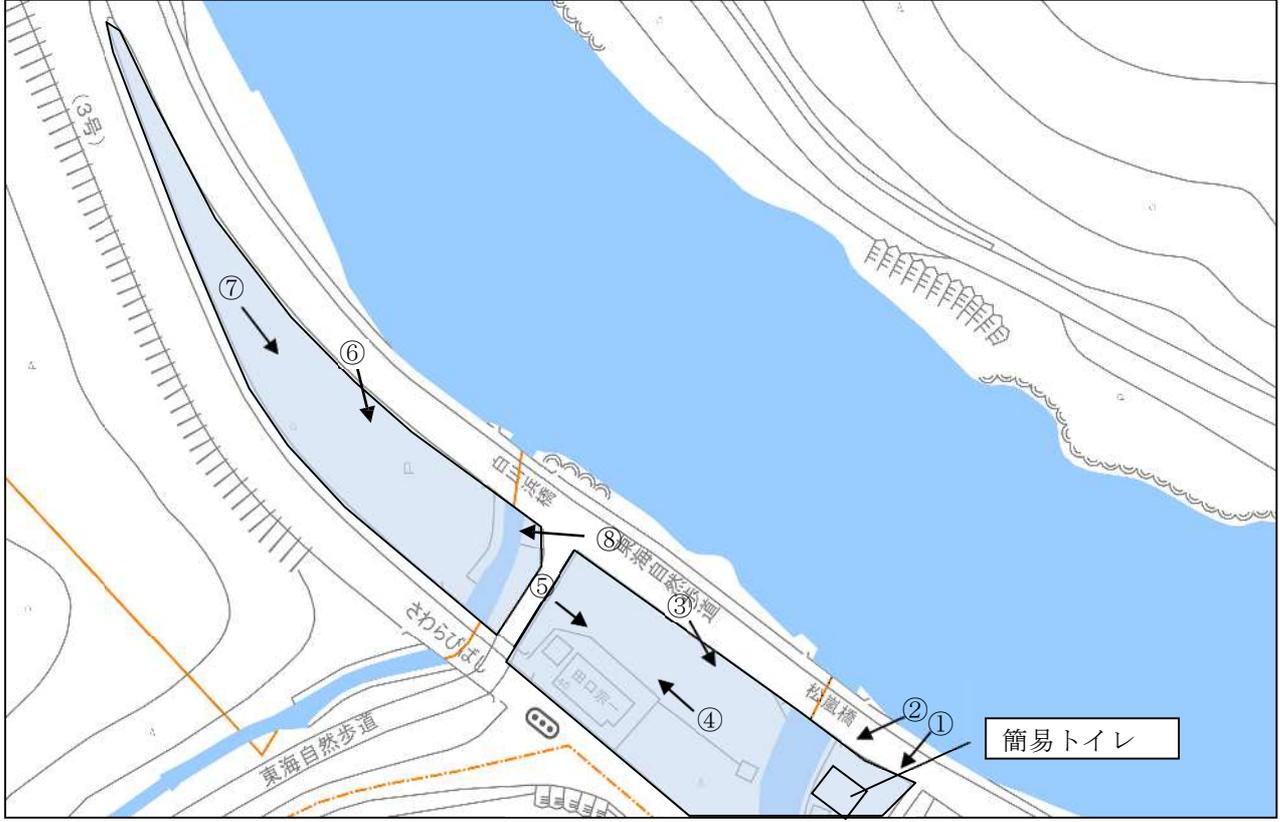
ランク：A

番号	21.天ヶ瀬公園・白川浜公園	占用目的	公園	許可受者	宇治市	場所	左岸 52.8k(天ヶ瀬公園) 左岸 52.2k(白川浜公園)
----	----------------	------	----	------	-----	----	------------------------------------

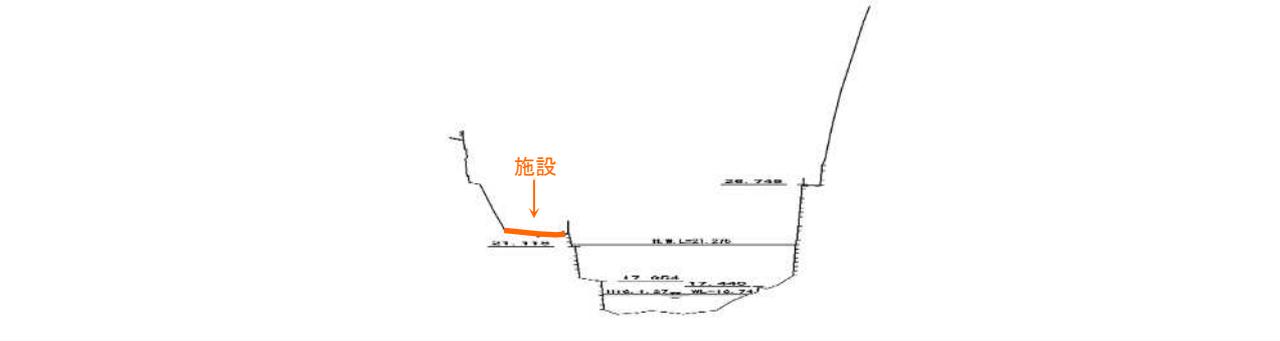
6. 委員会の審議内容に関わる現況写真（白川浜公園）

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



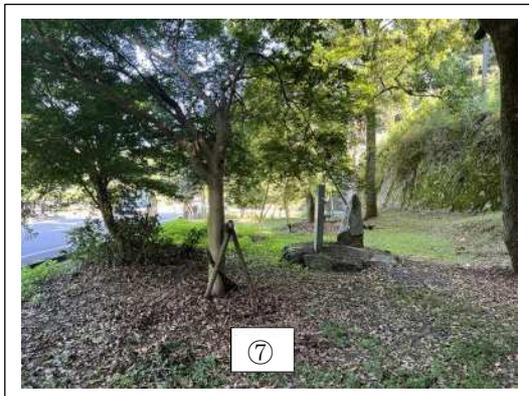
(断面図：52.2k)



ランク：A

番号	21.天ヶ瀬公園・ 白川浜公園	占用目的	公園	許可受者	宇治市	場所	左岸 52.8k(天ヶ瀬公園) 左岸 52.2k(白川浜公園)
----	--------------------	------	----	------	-----	----	------------------------------------

(写真撮影者：)



撮影日：令和6年8月8日

【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

宇治市観光振興課

記入者
河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:21天ヶ瀬公園・白川浜公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			位置づけはない			○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			位置づけはない			○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			計画は無い			○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動 等			計画は無い			○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			連携はない			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的が「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			隣に流れる宇治川の自然景観を求めて訪れるハイキング客や釣り人等の憩いの場として「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致する			○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			できている			○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			合致している			○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			連携していない			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			絶滅危惧種のナカセコカワフコナや日本固有種であるビロコオオナマズの生息が確認されている			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			把握していない			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:21天ヶ瀬公園・白川浜公園)

記入者

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
12	確認の視点	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保と自然環境に配慮しているか (例)水際に緩衝緑地を設置等	白川浜公園の下流側半分は特に問題ない。四阿など作らずそのままでよい。		本公園は川面から約5m程の高さにあり、川の流れも急で、河川部への進入は危険な為、フェンスで進入を禁止している			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等			業者委託により定期清掃を行っている			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14		施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起を行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等			啓発看板の設置により情報発信を行っている			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか			行っていない			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			設置無し			○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			使用していない			○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水辺利用(カヌー、釣り等)を行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	上流側は座るところがないのが残念。簡易なものでも設置してほしい。	予算の関係もあるが、検討していく。	川の流れが急で危険な為、高さ1mのフェンスで進入を防止しているが、釣りや自然観察を行う利用者の支障とはなっていない			○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			迷惑な利用は確認できていない			○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			宇治市天ヶ瀬・白川浜公園・夢浮橋広場基準を定めている			○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			定めている			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	民家の石垣の木は定期的に確認と管理が必要。→定期的に確認と管理が必要。→定期的な確認を行っている。ベンチの上にも考えて撤去を進められた。→伐採天ヶ瀬公園のフェンスの付け替えはすぐには難しいと思うが、釣り人の塩ビ管や洗面器は撤去を進められた。→伐採天ヶ瀬公園のフェンスの付け替えはすぐには難しいと思うが、釣り人の塩ビ管や洗面器は撤去を進められた。→	天ヶ瀬公園のフェンスの付け替えはすぐには難しいと思うが、釣り人の塩ビ管や洗面器は撤去を進められた。→	警告看板による周知の他に、市職員が直接指導を行っている			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成19年(第1回)
委員会

- ✓ 天ヶ瀬公園の真下は、宇治川で最も上流源にあたるナカセコカワニナの産地であり、その下でビワコオオナマズが河川ではじめて産卵した場所でもある。このような情報を一般市民、散歩したりする人たちも楽しめるような看板を整備できたらいい。
- ✓ 白川浜公園には石碑があり、歴史がいっぱい詰まった川だということを広報されたい。

平成19年(第2回)
委員会

- ✓ 特定の利用者が不法に置いているものについては、引き続き是正措置を講ずること。
 - ✓ 一部の利用者による排他的な利用や、焚き火等の迷惑行為も、是正措置を講ずること。
 - ✓ 人と川とのつながりを重視した本施設の利用と管理にあたること。
- ⇒宇治市としては今年度中に淀川河川事務所と協議の上、警告看板を設置する予定。今後とも美しい河畔公園を取り戻すべくより一層の取り組みを展開して行きたい。
- ⇒今後とも関連団体や市庁内関係各課とも連絡連携を密に取り管理にあたりたい。

平成20年 委員会

- 《天ヶ瀬公園》
- ✓ 特定の利用者が不法に置いているものについて、引き続き是正措置を講じられたい。
 - ✓ 一部の利用者による排他的な利用や、焚き火等の迷惑行為について、大きな改善は見られていない。引き続き、河川管理者も含め、是正措置を講じていただきたい。
 - ✓ 市の占用公園であることを明確に示す看板等の設置について検討されたい。
- ⇒排他的な利用や、焚き火等の迷惑行為に対し、市並びに淀川河川事務所では再三にわたり注意をし、また警告看板の設置をするなど指導してきたが、警告看板にあつては設置後すぐに撤去されると言うことが二度もあり苦慮している。
- 《白川浜公園》
- ✓ 堤内地にある公園で、河川空間の利用上の問題は少ないと判断する。
- ⇒美しい河畔に設置された公園を取り戻すべく、より一層の取り組みを展開して行きたい。

■過年度審議結果のレビュー

平成22年 委員会

- ✓ 天ヶ瀬公園では、特定の利用者による不法行為や、一部の利用者による迷惑行為が引き続き見られ大きな改善が見られていない。市が主体となり利用状況を把握し、利用規制を制定するなど、引き続き是正措置を講じるよう指導していただきたい。
- ⇒従来から、一部の利用者による排他的な利用や焚火等の迷惑行為に対し、市並びに淀川河川事務所では再三にわたり注意をし、またスチール製の警告看板の設置をするなどしてきたが、なかなかその効果が出ず苦慮している。
- ⇒平成23年に「宇治市天ヶ瀬公園、白川浜公園及び夢浮橋広場管理基準」を策定しこの基準に基づき、同公園において指導を行っている。
- ✓ 白川浜公園付近にはナカセコカワニナやゲンジボタルが生息する貴重な環境があることから、環境啓発の工夫を行うよう指導していただきたい。
- ⇒白川浜公園付近にはナカセコカワニナ並びにゲンジボタルの生息域である旨のラミネートを作成して貼付け、貴重な環境を守るべく周知を図っている。今後とも美しい宇治河畔に設置された公園を取り戻すべく、とり一層の取組みを続けていきたい。

平成25年 委員会

- ✓ 不適切な利用の実態をきちんと把握すること。
 - ✓ これまでの指摘事項の是正ができていない。今後も是正できないのであれば、河川管理者に占用を返還することも考慮せざるを得ない状況であることを認識して対応されたい。
- ⇒排他的利用者について聞き取りを行ったところ、宇治漁業組合の会員ではなく、一般の遊漁権購入者の集まりである事が確認できた。また、本年度はこれまでに委員会ニュースを携え計6回の指導を行ったところ、一部の畑は撤去された。
- ⇒指導の結果、改善が見られた事から、今後も指導を重ねていく。

■過年度審議結果のレビュー

平成26年 委員会

- ✓ 占有者の努力により前回と比べ良くなっているが、放置された調理器具、箱類の撤去など、引き続き不適切な利用の是正に取り組まれない。
 - ✓ ベンチを換えるなど、一般の方が入りやすい雰囲気を作ることを検討されたい。
- ⇒前回審議の意見を基に、不適切な利用の改善及び誰もが利用しやすい雰囲気づくりを実現するために、不法占拠物の撤去を、所有者の同意を得た上で行った。

平成28年 委員会

- ✓ 占有者の努力により一定の改善が見られ、評価できる。今後も適正な管理と指導に当たられたい。
- ✓ 「公園」としての記名表示を設置されたい。
- ✓ <天ヶ瀬公園>
- ✓ 現地の水栓は飲用に適さないため、誤飲等を避けるための表示設置を検討されたい。
- ✓ <白川浜公園>
- ✓ 隣接する民地との境界等について、伸びすぎた枝を切るなどの計画的な植栽管理に努められたい。
- ✓ トイレ等が分かりにくい。案内板を設置するなど利用しやすくなるような工夫に努められたい。
- ✓ 占用期間が平成32年3月までとなっており、次回審議の際は河川管理者からの報告とすることで問題ない。

■過年度審議結果のレビュー

平成30年 委員会

- ✓ 白川浜公園の境界周辺の樹木には強風時等に危険と思われるものもあるので、早急な対応が望まれる。
- ✓ 天ヶ瀬公園の川沿いのフェンスが低く、劣化も見られるため、対策を施した方がよい。
- ✓ 看板は公園名のみ表示では不十分で、管理者や概要等を記載するなど、再検討されたい。
- ✓ 水栓については撤去の方向で指導されたい。猫舎の設置や給餌についても指導が必要である。

令和3年 委員会

- ✓ 白川浜公園の下流側は特に問題ない。四阿など作らずそのままよい。
- ✓ 上流側は座るところがないのが残念。簡単なものでよいので腰掛けなどがあるとよい。
- ✓ 民家の石垣の木は定期的に確認と管理が必要。
- ✓ 天ヶ瀬公園は昔を知るものとしては見違えるようによくなった。上流側のサクラの太い枝が2本枯れかけており、ベンチの上にあることも考えて撤去を進められたい。
- ✓ 天ヶ瀬公園のフェンスの付け替えはすぐには難しいと思うが、釣り人用の塩ビ管や洗面器は撤去を進められたい。
- ✓ 長期的課題として、天ヶ瀬公園の動線階段等の空間デザイン見直しを検討されたい。
- ✓ 長年かかったがようやく正常な姿に戻った。委員会の指摘を受けた宇治市の取り組みの成果と思う。

26.かわきた自然運動公園

記入者： 八幡市役所道路河川課



番号	26.かわきた自然運動公園	占用目的	公園	許可受者	八幡市	場所	淀川桂川合流地点・淀川右岸 37.0k 付近
----	---------------	------	----	------	-----	----	------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	多目的広場	都市計画の有無	都市計画決定あり (都市公園として位置付け)
占用面積	22,685.39 m ²	付帯施設等	事務所 1 棟 便所 1 棟 物置 2 基 ベンチ 12 基 ダストボックス 1 箇所 看板 8 箇所 バックネット 2 箇所 他
許可の経緯	<当初許可> S59.4.9 <許可期限> R7.7.31	利用者数	令和元年度 4,205 人 令和2年度 4,774 人 令和3年度 4,939 人 令和4年度 5,168 人 令和5年度 4,433 人 ※実際の利用人数を現地にてカウント、集計。
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	・ 占用地付近の堤外地は、上下流とも自然の形態である。		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次八幡市総合計画では、市民生活に定着した河川公園の自然と調和した整備の促進をはかる地域と位置づけている。 ・ 八幡市都市計画マスタープランでは、「広域交流拠点」として位置づけている。 ・ 地域防災計画では、緊急時に大型ヘリコプターが離着陸できる指定地として位置づけている。 ・ 八幡市みどりの基本計画では、「みどりの拠点」として位置づけている。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年を中心とした地域住民に健全なスポーツ広場として、河川敷地の整備を行ったもの。 ・ 平成16年10月台風23号、平成25年9月台風18号、平成26年8月台風11号、平成27年7月台風11号、平成29年10月台風21号、平成30年7月豪雨にて被災し、復旧工事を行っている。 		

ランク：A

番号	26.かわきた自然運動公園	占用目的	公園	許可受者	八幡市	場所	淀川桂川合流地点・淀川右岸 37.0k 付近
----	---------------	------	----	------	-----	----	------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設は、年間 4,000 人以上（過去 5 年平均）の利用者があり、市民の交流の拠点として、地域住民に親しまれながら、身近な運動広場として益々重要になっており、また市内で硬式野球が出来る唯一の場所であることから必要不可欠であり、引続き施設を維持する必要がある。 ・一人当たりの公園面積現状：7.96m²/人（令和 6 年 4 月 1 日現在、街区公園以上の面積） ※公園整備目標なし ・各種計画にて、「広域交流拠点」、「みどりの拠点」、「緊急時のヘリ離発着地点」と重要な位置付けをしている。 ・当該施設は恒久的な占用である。
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・管理主体は、公益財団法人八幡市公園施設事業団（指定管理者）である。 ・利用規則を設けている。 (利用に当たっての注意事項、禁止事項を施設内に掲示。) ・主な管理内容（管理規則等で規定）は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の予約受付（先着順）を実施している。 ・天気予報により洪水が予測される場合は、便所、物置、バックネット等の付帯施設を占用地外に移動させている。 ・洪水時の撤去訓練を年 1 回（出水期前）実施している。 ・その他：施設点検、除草作業、清掃作業、グラウンド維持作業（適宜実施）
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・硬式野球チームが、年間を通じて利用しており、他団体からの利用の申し込みも受け付けている状況。 ・京都府警本部、八幡市消防本部などの防災訓練にも使用している。 ・場内への車両乗入れについては、乗り合い等で乗り入れ台数を減らす指導を行っている。

番号	26.かわきた自然運動公園	占用目的	公園	許可受者	八幡市	場所	淀川桂川合流地点・淀川右岸 37.0k 付近
----	---------------	------	----	------	-----	----	------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

	前回審議の意見	前回審議意見の対応
前回審議の意見と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧に管理されている。注意喚起する看板設置に関して検討されるということで安心した。管理瑕疵問題とならないよう、占用者としては何らかの対策をしておいたほうがよい。 ・周囲にあった金属製の杭は、中段に引っ掛ける部分があり危険なので、撤去の上ほかの方法を検討されたい。 ・占用地の奥は国有地。野球関係者以外は公園に入らない、という認識は管理者として十分ではないと思われる。養蜂の巣箱が並んでいるのを確認したことがある。堤防天端付近も勝手に地形改変しているのも確認したことがある。行政としては把握してほしい。 ・キレイに管理されているという印象。市内において硬式野球のできる唯一の公園ということで、きちんと管理されていてありがたい。 ・市内に硬式野球の利用場所がないなかで、安全面を考えるとこの場を指定していると思う。自由に散策等される人の安全面も考えて、リスク管理の面からも注意を喚起する表示などの設置を検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の看板に、硬式野球場であることや球が飛んでくることについての注意喚起の文を追記しました。また、公園内通路部分に設置している倉庫についても同じ内容の看板を付けました。 ・金属製の杭は令和4年度に撤去しました。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡市内の生物生態調査報告書「八幡のまちの小さな仲間たち2016」を活用した自然環境学習などを検討したい。 ・上述した生物生態調査報告書に基づき、自然啓発看板を設置した。 ・令和7年度に生物紹介等の看板の設置を検討している。 ・平成29年度に自然観察ハイクという三川合流域の自然を紹介するイベントを行った。 	
その他		

ランク：A

番号	26.かわきた自然運動公園	占用目的	公園	許可受者	八幡市	場所	淀川桂川合流地点・淀川右岸 37.0k 付近
----	---------------	------	----	------	-----	----	------------------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地はグラウンドとして整備されている。 ・ 三川合流点の右岸に位置し、宇治川と桂川に挟まれている。 ・ 宇治川側にはヤナギ林が、桂川側には落葉広葉樹林と未舗装の道ができています。 ・ 周辺でカヤネズミやキツネなどの小型哺乳類が確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用区域から高水敷ののり肩までの距離：約 10m ・ 高水敷ののり肩から水域までの距離：約 15m
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 8m
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 小型哺乳類等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	26.かわきた自然 運動公園	占用 目的	公園	許可受者	八幡市	場所	淀川桂川合流地点・淀川 右岸 37.0k 付近
----	-------------------	----------	----	------	-----	----	----------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

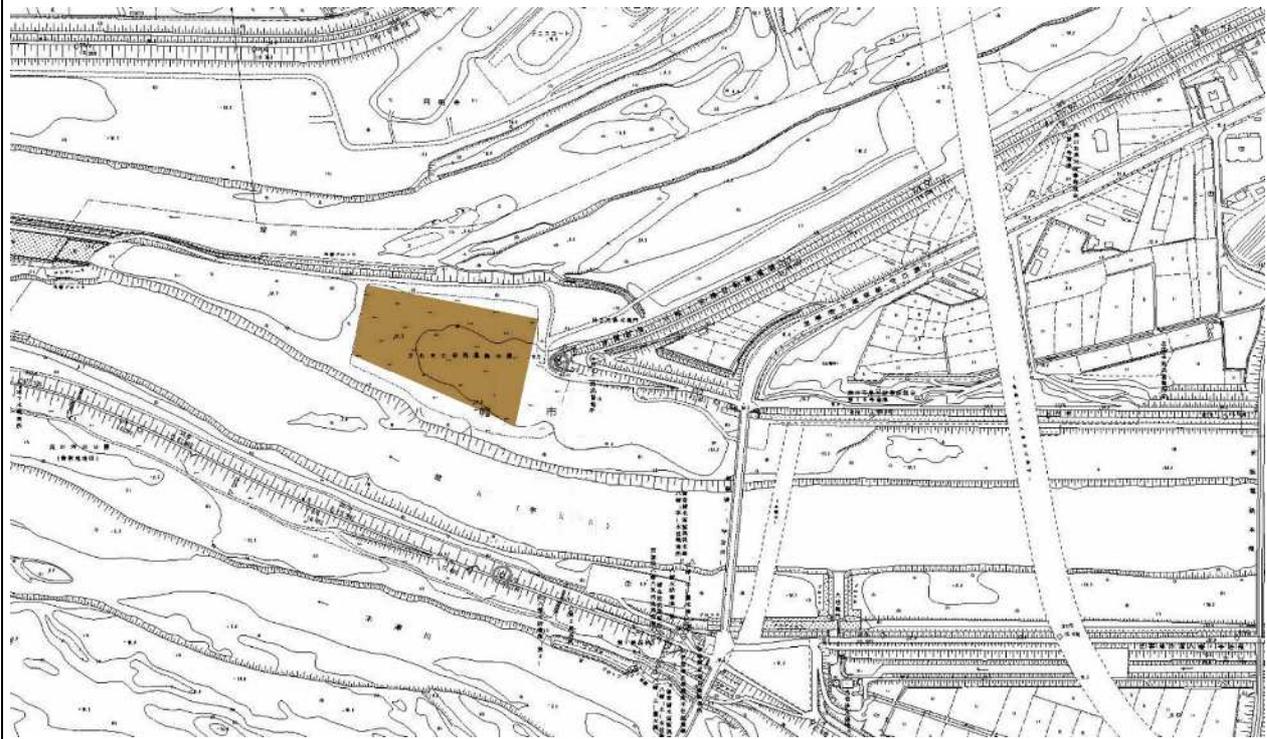
ランク：A

番号	26.かわきた自然運動公園	占用目的	公園	許可受者	八幡市	場所	淀川桂川合流地点・淀川右岸 37.0k 付近
----	---------------	------	----	------	-----	----	------------------------

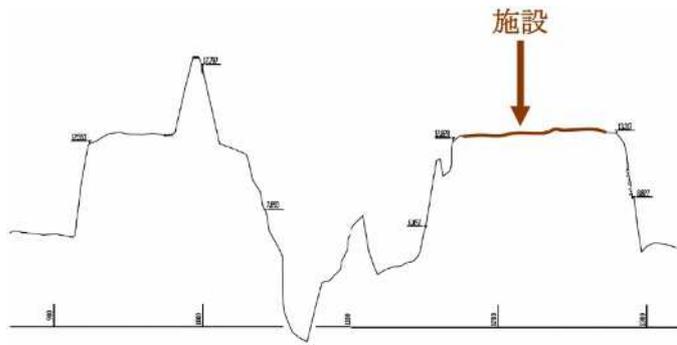
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占有者)

(平面図)



(断面図：36.8k)



ランク：A

番号	26.かわきた自然運動公園	占用目的	公園	許可受者	八幡市	場所	淀川桂川合流地点・淀川右岸 37.0k 付近
----	---------------	------	----	------	-----	----	------------------------

(写真撮影者：占有者)



【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)
 ●河川保全利用手チェックリスト(占用地 名称:26かわきた自然運動公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			・第5次八幡市総合計画では、市民生活に定着した河川公園の自然と調和した整備の促進をはかる地域として位置づけている。 ・八幡市都市計画マスタープランでは、「広域交遊拠点」として位置づけている。 八幡市みどりの基本計画では、「みどりの拠点」として位置づけている。			○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			・地域防災計画では、緊急時に大型ヘリコプターが離着陸できる指定地として位置づけている。 大型機が離着陸できる所は、市内で2箇所のみである。			○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地上において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			・計画は無い。 ・市内で硬式野球ができる唯一の公園であり、また既存施設においても、利用予約を多数受け付けているため、当該グラウンドの代替施設の確保は難しい。			○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水陸部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動			・計画は無い。 ・現在、硬式野球チームが年間を通して継続的に利用しているため、現状のグラウンドを縮小することは難しい。 ・可能ならば冠水頻度が少ない他の河川敷内への移動が望ましいが、現実的には難しい。			○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			・八幡市環境政策課、八幡市教育委員会などと連携した、自然環境学習などの実施を検討したい。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			・自然環境啓発看板の設置により、利用者に周辺環境への配慮を呼びかけている。 ・令和7年度に生物紹介等の看板を設置予定。			○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			・年間予約は年に2回抽選会を行い、窓口での通常予約は先着順での受付を行っている。また、京都府の公共施設案内予約システムにより、インターネット上で広く一般の方からの利用を受け付けている。			○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			・当該施設は「運動場」として占用許可を受けており、硬式野球で利用している。			○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			・河川レンジャーなどと連携した、自然環境学習などの実施を検討したい。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			・「八幡のまちの小さな仲間たち」(2016年更新)という市内の生物生態調査報告書により、野鳥、昆虫等の生息を把握している。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			・平成16年10月台風23号、平成25年9月台風18号、平成26年8月台風11号、平成27年7月台風11号、平成29年10月台風21号、平成30年7月豪雨にて被災し、復旧工事をしている。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ●河川保全利用チエックリスト(占用地 名称:26かわきた自然運動公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	過年度意見	・従来の自然環境を破壊することなく、環境に配慮して施設利用を行っている。	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見評価欄	評価区分	備考	
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等	過年度意見	・定期的に清掃、除草を行い、自然環境の保全に努めている。	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見評価欄	評価区分	備考
14	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	丁寧な管理されている。注意喚起する看板設置に関して検討されるということで安心した。管理問題とならないよう、占有者としては何らかの対策をしておいたほうがよい。	過年度意見	・自然啓発看板設置などにより、周辺の自然環境への配慮の呼びかけを行っている。	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見評価欄	評価区分	備考	
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	過年度意見	・関係部局と連携を取り、生物生態調査報告書、自然啓発看板などを活用した自然学習会の開催を検討したい。	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見評価欄	評価区分	備考	
16	不許可の工作物は設置されていないか	不許可の工作物は設置されていないか	過年度意見	・設置されていない。	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見評価欄	評価区分	備考	
17	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、運具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、運具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等	過年度意見	・占用区域外は使用していない。	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見評価欄	評価区分	備考	
18	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	過年度意見	・グラウンド利用時はボールが飛び交うため、水辺へのアクセスの支障となる場合がある。	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見評価欄	評価区分	備考	
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	過年度意見	・迷惑な利用はない。	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見評価欄	評価区分	備考	
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	過年度意見	・管理運営規則を定めている。 ・利用ルールを定めている。	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見評価欄	評価区分	備考	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	過年度意見	・使用後の清掃、ゴミの持ち帰り等の指導を行っており、利用のルールに自然環境の保全について記載している。	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見評価欄	評価区分	備考	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	過年度意見	・金属製の杭は令和4年度に撤去しました。 ・既存の看板に注意喚起の文を追記しました。また、公園内通路部分に設置している看板に注意喚起の看板を付けました。	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見評価欄	評価区分	備考	

【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成24年 委員会

- ✓ 環境の維持管理は清掃等の美化活動だけではなく、生物多様性の保全であることを意識して維持管理されたい。
- ✓ 宇治川、桂川の環境を学ぶための利用として、河川レンジャーと連携した学習の機会等をつくることを検討されたい。
- ✓ 占用地周辺の自然環境の保全のために八幡市の環境部局と連携されたい。
- ✓ ヌートリアを代表とする外来種は放置しておく問題であり、外来種に関する意識を高めるための市民への情報提供や外来種生息に関する市民からの情報収集のあり方について検討されたい。
- ✓ 占用地そのものの良好な樹林を活かした環境教育の場としての活用や、占用地下流の豊かな自然環境を活かした観察公園等の利用についても検討されたい。
- ⇒「八幡のまちの小さな仲間たち」という市内の生物生態調査報告書により、生物の生息・生態を把握し、維持管理に努めている。
- ⇒八幡市環境保全課、八幡市教育委員会、河川レンジャーなどと連携した、自然学習会などの実施を検討している。
- ⇒現在、環境部局が八幡市内の生物生体調査報告書「八幡のまちの小さな仲間たち」の改訂を進めており、占用地周辺の自然環境の把握、保全に努めている。
- ⇒現地に自然啓発看板の設置を検討するなど、利用者への自然保護啓発に努めている。
- ⇒八幡市環境保全課、八幡市教育委員会、河川レンジャーなどと連携した、自然学習会などの実施を検討している。

■過年度審議結果のレビュー

平成27年 委員会

- ✓ メリケントキンソウの果実(種子)を公園の外部に持ち出さない方法を利用者に啓発していただきたい。
- ✓ ヌートリアの目撃情報の収集等についても、積極的に取り組んでいただきたい。
- ✓ 占用期間は3年とする。

平成30年 委員会

- ✓ 良好に管理されている。侵食を受けている箇所があるので、利用者が安全に利用できるように、危険個所の表示などにも努められたい。
- ✓ 散策で利用する人たちに対し、「硬式野球場」であることを周知するような、注意喚起の看板の設置も検討されたい。
- ✓ 前回意見を踏襲し、引き続き代替施設の確保について関係団体等と検討を継続されたい。
- ✓ 外来生物について、農業振興課等とも連携し、オリの設置による捕獲などの対策も検討されたい。

■過年度審議結果のレビュー

令和3年 委員会

- ✓ 丁寧に管理されている。硬式野球を行っていることがあるので、飛球等に注意喚起する看板設置に関して検討されるということで安心した。
- ✓ 管理瑕疵問題とならないよう、占有者としては何らかの対策をしておいたほうがよい。
- ✓ 周囲にあった金属製の杭は、中段に引っ掛ける部分があり危険なので撤去の上、ほかの方法を検討されたい。
- ✓ 占用地の奥は国有地。野球関係者以外は公園に入らない、という認識は管理者として十分ではない。養蜂の巣箱が国有地に並んでいるのを確認したことがある。堤防天端付近も勝手に地形改変しているのも確認したことがある。行政としては把握してほしい。
- ✓ キレイに管理されているという印象。市内において硬式野球のできる唯一の公園ということで、きちんと管理されていてありがたい。
- ✓ 市内に硬式野球の利用場所がないなかで、安全面を考えてこの場を指定していると思う。自由に散策等される人の安全面も考えて、リスク管理の面からも注意を喚起する表示などの設置を検討されたい。
- ✓ 占有範囲外であるが、占有地周囲で法肩等に浸食されているところがある。治水上課題があるとは思えないが、利用上危険が生じることがあるので、河川管理者の対応をお願いしたい。

20.宇治川公園

記入者：■■■■（京都市文化市民局市民スポーツ振興室）

ランク：A

番号	20. 宇治川公園	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	左岸 43. 8k~44. 6k+57m
----	-----------	------	-----	------	-----	----	----------------------

1. 施設の概要 (占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	運動場 14 面 (軟式野球場 9 面, 少年野球場 4 面, 多目的球技場 1 面)	都市計画の有無	有 (京都市緑の基本計画による都市公園の面積に含まれている。)
占用面積	93, 838. 92 m ²	付帯施設等	・ 移動式トイレ・木柵等 ・ ベンチ ・ 物品箱
許可の経緯	<当初許可> S41. 08. 24 <許可期限> R7. 9. 30	利用者数	令和元年度 約 50, 000 人 令和 2 年度 約 38, 000 人 令和 3 年度 約 45, 000 人 令和 4 年度 約 50, 000 人 令和 5 年度 約 60, 000 人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上流側は、運動広場と同様の草地になっている。 ・ 下流側は、ヨシ原が広がっている。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難場所 (京都市地域防災計画) ・ 京都市緑の基本計画による都市公園の整備面積に含まれている。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ S41 に総面積 135, 975 m² の占用許可を受ける。 ・ S42 に 24, 200 m² を有料グラウンドとして使用開始する。 ・ S47 に占有面積を 83, 557 m² に変更する。 ・ S49 より維持管理上の理由から、有料施設として貸し出すことが困難となったため、管理運営業務並びにグラウンド整備を軟式野球連盟に依頼する。 ・ S63 に進入路を追加し、占有面積を 87, 654 m² に変更する。 ・ H4 に不要部分を縮小し、占有面積を 86, 922 m² に変更する。 ・ H21 に伏見区民グラウンド (左岸 43. 8k~43. 8k+100m) を追加し、占有面積を 97, 385. 38 m² に変更する。 ・ H24 に仮設置した新駐車場部分約 6, 800 m² について、H31 年度中に公園南西グラウンド部分約 10, 000 m² を返還することを条件とし、占有面積を 104, 301. 46 m² に変更する。 ・ R 元に公園南西グラウンド部分を返還し、占有面積を 93, 838. 92 m² に変更する。 		

ランク：A

番号	20. 宇治川公園	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	左岸 43.8k~44.6k+57m
----	-----------	------	-----	------	-----	----	--------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 京都市の体育施設として、市民の健康増進や体力向上を目指すスポーツレクリエーションづくりの需要に応えると共に、憩いの場、コミュニティづくりの場を提供する。 利用者数に増減はあるものの、令和2年度～令和5年度で、毎年、年間延べ約4～5万人の利用があり、特に土日祝日は野球等のスポーツで多数の利用がある。 既に整備されている堤内地の他のグラウンド施設のみでは需要を満足することは不可能であり、引き続き当該地の占用許可が必要である。 整備面積の現状 93,838.92 m²、公園の整備目標 10 m²/人、令和5年度末整備面積 5.18 m²/人(京都市緑の基本計画による都市公園の整備面積に含まれている。)
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体 : 京都市 管理規則の有無 : 有(京都市都市公園条例) 管理内容 : 除草については本市で年2回実施している。その他、宇治川公園維持協議会が適時実施している。 公園施設の管理体制として利用者のいる時だけ車の出入口を開錠している。 出水期の前に、河川の増水を想定した撤去訓練を年1回実施している。(令和6年度5月9日に実施) グラウンドの冠水が予想される場合は、専門業者により移動式便所等の付帯施設を堤内地に移動させている。
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 利用規則の有無 : 有(確認書、宇治川公園維持協議会会則) 排他独占利用の有無 : 土日は主に軟式野球大会で利用されているが、市内の軟式野球チームが多数参加されるものであり、宇治川公園を含む市内野球場でも試合をされてチーム数が絞られ、伏見桃山城運動公園やわかさスタジアム等において決勝等の試合が行われるものであり、排他独占的に一部市民が野球で使用しているものではない。また、平日はもとより、土日においても空いている時間があれば、野球に限定されることなくグラウンドゴルフ、学校行事等にも広く利用されている。 申請内容と異なる利用等 : なし

番号	20. 宇治川公園	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	左岸 43.8k~44.6k+57m
----	-----------	------	-----	------	-----	----	--------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

	前回審議の意見	前回審議意見の対応
前回審議の意見と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工具箱は管理者が用意しているのではなく、利用者が勝手に持ち込むものであれば、ペナルティを課すなどしないとただらと続くことになりかねず見栄えもよくない。主たる利用者に対し適正な指導をされたい。 ・ メリケントキンソウについて、新たな看板を設置されたのは評価できるが、看板設置場所の足元にメリケントキンソウの群落があった。「気がついたら抜きましょう」「あなたの足元に！」など書いてあると印象に残りやすく、学習効果があがるのではないか。 ・ 環境学習について、利用している子供だけではなく近隣小学校への働きかけも必要なのではないか。教育委員会などとのタイアップも重要と思う ・ 植樹が見られる。サルスベリ、センダン、シュロの木なども見受けられた。植物の管理について、きちんと対応されたい ・ 看板に記載されている内容はとても良く評価したい。シンプルに伝わる内容となっている。ただ、劣化しているのは残念。 ・ 委員会立ち上げ当初は問題が山ほどあったが、今日、現場を見た限りでは「良くなってきた」と思う。川らしい利用に近づくように努力されている。継続して管理して欲しい。 ・ 連絡調整会議でも指摘があったが、環境部局など他の部局とも連携されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工具箱については、管理者へ撤去の指導を行い、不要となった工具箱については処分をするように対応を行っているが、常置の解消には至っていない。現在、存置物品の整理見直しを宇治川公園維持協議会に進めてもらっている。また、用具は利用時に持ってくるようにルールをクラブ内で再周知していくように、指導を行い、工具箱の解消に努めている。 ・ メリケントキンソウについては、看板の内容を精査し、引き続き利用者へは宇治川公園維持協議会から注意喚起を行っていく。 ・ 環境学習会については、令和6年度中に行う方向で調整を行っている。 ・ 植樹は、宇治川公園維持協議会へ樹木の伐採を指導し、伐採を行った。今後も引き続き確認をしていく。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的展望： グラウンドとしての占用を継続希望。令和元年度に、南西のグラウンド2面相当面積を返還した。 ・ 利用者への環境保全の周知： 公園の周囲に豊かな自然環境があるということを伝える旨の啓発看板を設置している。環境管理課から、生物多様性保全に関する資料等を入手した際は、宇治川公園維持協議会に情報提供し、利用者へ周知してもらっている。 ・ 環境イベント等： 令和元年12月に公園利用者（小学生）を対象とした環境学習会を実施した。 令和6年中に環境学習会の実施を検討している。 環境学習について、環境管理課を通じて宇治川公園を利用可能であるとの情報を共有している。 	
その他		

ランク：A

番号	20. 宇治川公園	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	左岸 43.8k~44.6k+57m
----	-----------	------	-----	------	-----	----	--------------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地内は主に運動場として利用されており、裸地、芝地などがみられる。 ・ 占用地の下流側にはヨシ群落、オギ群落を主体とした宇治川最大のヨシ原である「向島のヨシ原」が広がる。ヨシ原やその周辺の草地では鳥類の集団分布地（オオヨシキリの集団繁殖地、ツバメ類やスズメ類の集団埒）が確認されているほか、カヤネズミ、キツネ、クツワムシ、ショウリョウバッタモドキ、ホソバイスタデ、ノニガナ等草地性の生物が多く確認されている。 ・ 本占用地も以前はヨシ原であった。グラウンドの存在が環境に負荷を与えている。 ・ 占用地と水際の間にはセンダン、ヤナギ類等を主体とした河畔林が分布する。 ・ 占用地と水際の間にはヨモギ等を主体とした草地が分布する。 ・ 占用地上流の近鉄宇治川橋梁上流は淵となっている。周辺の河川ではナカセコカワニナの生息が確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地下流側に広がる「向島のヨシ原」は宇治川最大のヨシ原であり、オオヨシキリ、カヤネズミをはじめとした多くの動植物の重要な生息・生育地となっている。 ・ ヨシ原周辺の多様な草地はクツワムシやショウリョウバッタモドキ等草地性生物の重要な生息地となっている。 ・ 周辺の河川はナカセコカワニナの重要な生息地となっている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用区域から高水敷ののり肩までの距離：約 50m ・ 高水敷ののり肩から水域までの距離：
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 5.5m ・ 冠水実績： 平成 23 年 5 月 29 日 台風 2 号により冠水被害 平成 24 年 7 月 15 日 集中豪雨により冠水被害 平成 25 年 9 月 16 日 台風 18 号により冠水被害 平成 26 年 8 月 10 日 台風 11 号により冠水被害 平成 27 年 7 月 17 日 台風 11 号により冠水被害 平成 29 年 10 月 22 日 台風 21 号により冠水被害 平成 30 年 7 月 5 日～7 日 集中豪雨により冠水被害 令和 2 年 7 月 8 日 集中豪雨により冠水被害
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地周辺のヨシ原には立ち入らないような制限を行う。特にオオヨシキリをはじめとする鳥類の繁殖期（4 月～8 月）に注意する。 ・ 占用地周辺のヨシ原は、オオヨシキリの繁殖地、ツバメ類やスズメ類の集団埒、カヤネズミの生息場等として重要であり、忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる大きな音を出すなど）は避ける必要があり、利用者に看板等で注意を促す。 ・ クツワムシ、ショウリョウバッタモドキといった昆虫類等の生息域となる自然環境を広げるために、占用範囲周辺にある、占用者が除草等の管理を行う管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 占用地の外側の草刈りする場合には、生物の生息環境に配慮して草丈を順にあげていく手法を検討する。 ・ 利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により占用範囲を明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	20.宇治川公園	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	左岸 43.8k～44.6k+57m
----	----------	------	-----	------	-----	----	--------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

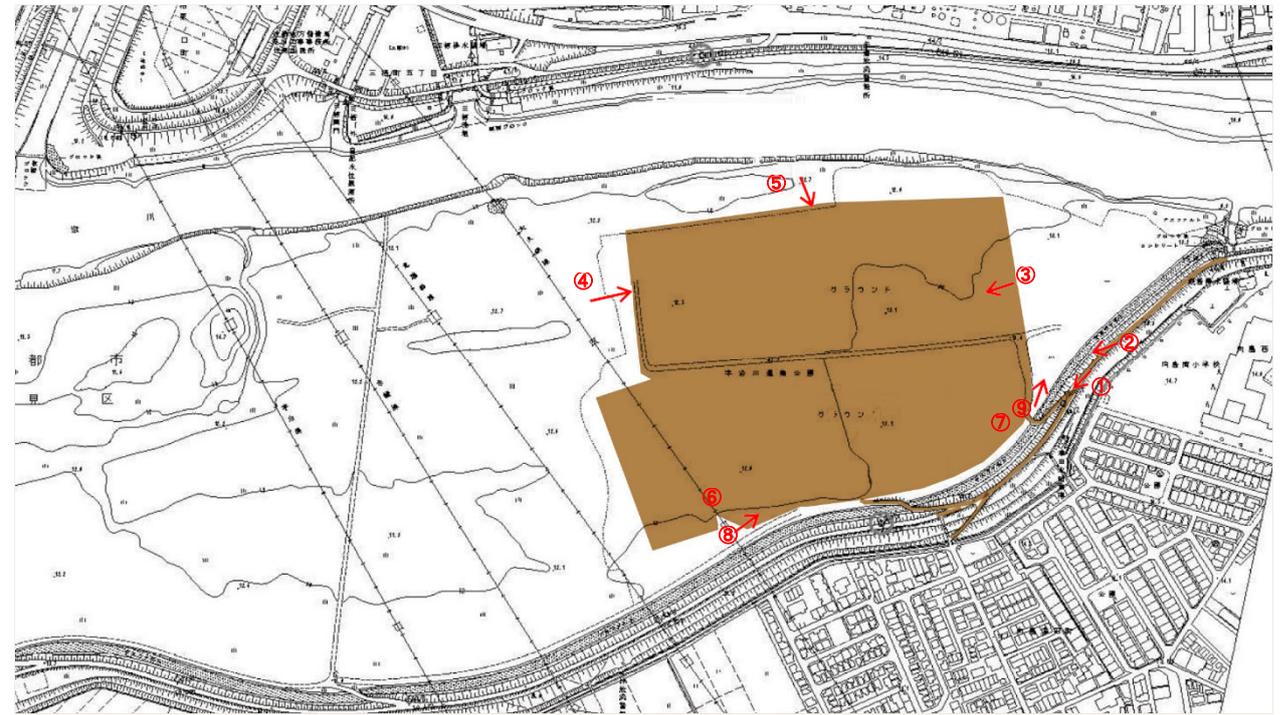
ランク：A

番号	20. 宇治川公園	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	左岸 43.8k~44.6k+57m
----	-----------	------	-----	------	-----	----	--------------------

5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

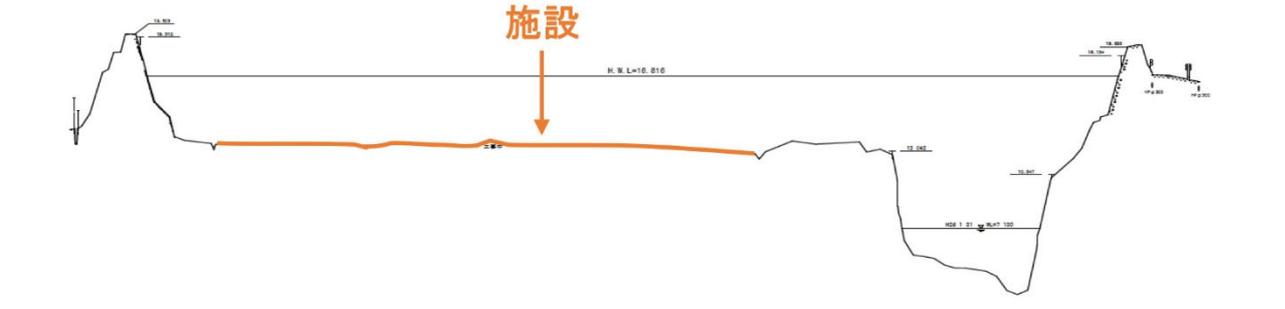
(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：44.0k)

平成 26 年 1 月測量



1 占有地への進入路



令和6年8月22日(木)撮影

2 堤防上、上流から望む



令和6年8月22日(木)撮影

ランク：A

番号	20. 宇治川公園	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	左岸 43.8k~44.6k+57m
----	-----------	------	-----	------	-----	----	--------------------

(写真撮影者：占有者)

3 グラウンド（東側から）



令和6年8月22日（木）撮影

4 グラウンド（西側から）



令和6年8月22日（木）撮影

5 グラウンド（北側から）



6 環境啓発看板



7 メリケントキソウ注意看板



8 堤防沿い、下流側から



9 駐車場



【チェックリスト】

記入者:文化市民局市民スポーツ振興室

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:20宇治川公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえで、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			平成22年3月に策定、令和7年を目途年次とする京都市緑の基本計画において、都市公園の整備面積に含まれている。公園面積を平成20年度末 468㎡から10㎡/人とすることを目標とし、令和5年度末5.18㎡/人となっている。			○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			京都市地域防災計画において、広域避難場所として位置付けている。			○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			軟式野球9面、少年野球4、多目的グラウンド1面を確保しており、既存施設に代替できる能力はない。また、多額の経費が必要となる新規設置の計画はない。			○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい、自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水陸部の占用面積を縮小 ・グラウンドを新水公園に変更 ・河川敷内で場所移動			運動公園として維持していきたいと考えており、転換計画等は考えていない。			○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す	連絡調整会議でも指摘があったが、環境部局など他の部局とも連携された。	京都市環境政策局環境管理課には委員会での指摘内容も共有し、環境学習の相談を行っている。	京都市環境政策局環境管理課と引き続き相談をしていく。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか	委員会立ち上げ当初は問題が山ほどあったが、今日、現場を見たら限りでは「良くなくてきた」と思う。川らしい利用に近づくとに努力されている。継続して管理していきたい。	宇治川公園維持協議会と連携し、可能な限り、川らしい利用に近づけるよう維持管理に取り組んでいく。	野球場、多目的グラウンドとして使用しており、川らしい利用等に使用しないが、自然に囲まれた運動公園で子供がのびのびとスポーツをして成長していけばと考えている。			○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			優先して使用する場合は調整を行ったうえで使用してもらおうが、それ以外は自由使用グラウンドとして併用している。			○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			占用目的は公園であり、合致している。ただ、スポーツ施設であり、川らしい利用には合致しない。			○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			環境政策局環境管理課から生物多様性保全に関する連絡を入手した際は、宇治川公園維持協議会に情報提供し、利用者に周知してもらっている。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地・外來種の繁殖等			施設周辺にはヨシ原が隣接しており、ツバメの集団ねぐらやオオヨシキリの集団生息が確認されている。また、カヤネズミの生息場所としても有名である。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			向島観測所の水位が0mを超える付近で全面均等に冠水し始める。台風の影響・影響等を注視し、勢力が強い場合や水位が2mを超えるような場合に撤去している。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成16年 委員会

- ✓ 維持管理協議会は実質的に野球連盟であり、野球利用に限定されたいびつな利用となっていると言わざるを得ない
- ✓ 河川敷のグラウンドをきれいに整備してスポーツ振興を図ってきた経緯は認めるが、自然との関係を今後どのようにしていくかを真剣に考えていかなければならない
- ✓ 委員会の原点に立ち返って、環境の視点を取り入れた方向転換をしていかなければならないこと、従来の申請では通らないことの認識を持っていただきたい
- ✓ できれば縮小案も視野に入れたひとつ踏み込んだ提案を期待している
- ⇒ 伏見区民グラウンドの利用規則は、野球連盟の右京支部が中心に使うものとなっているため、宇治川公園の使用規則との整合を図りながら是正していく方針
- ⇒ 管理費を徴収しているという経緯から一挙になくしていくことは難しいが、広く利用していただけるための一定のルールづくりをしていく必要があると考えている

平成17年 委員会

- ✓ 野球連盟以外の利用者が利用可能なルールづくりに関する具体的な情報の提示がない
- ✓ 校庭開放の活用について、教育委員会などと話をすれば方向性が出るのではないか
- ✓ グラウンドの縮小の方向性について、庁内検討組織ではその方向性を有しているのか
- ✓ 環境という視点から河川の中はできる限り自然を再生したい
- ⇒ 野球連盟が費用を出して管理してきた経緯がある。今後ルールづくりをしていきたい
- ⇒ 自然環境の重要性を認識し、グラウンド以外への立ち入りの制限や自然環境保全の意識付けを行う。無許可拡大部分の利用は既に禁止した。今後も除草はせず、跡地の環境や自然教育を考慮した利用に関係者と検討する。
- ⇒ 縮小の方向性については、公園整備を行っていく中で念頭に置きながら進めていくということを組織として伝えていきたい。

82

■過年度審議結果のレビュー

平成19年(第1回)
委員会

- ✓ 許可せずに運用している2年間というのは法的にはどういう位置付けになるのか
- ⇒ 特に進展はない。次の許可期限の際に、より濃密なご審議を賜りたい。
- ✓ 自由使用の場所でのグラウンド利用をなくすことについて、占用許可条件と要望に明示すること
- ✓ 天然記念物が生息している場であり、是非守っていただきたい。自由使用の場所で安全に産卵できる環境を保全・整備することを検討してもらいたい
- ✓ 生態調査や航空写真なども資料として提示願いたい
- ⇒ 検討する

平成19年(第2回)
委員会

- ✓ 施設の利用実態を的確に把握し、誰でも理解しやすい資料に整理して、あらためて委員会に報告すること。
- ✓ 占用区域外での一体となった利用実態を是正すること。
- ✓ 一般市民にとって公平性、機会の均等性が保証されるべきであり、特定の利用団体が優先して使用することのないルールづくりに取り組むこと。
- ✓ 施設の利用及び維持管理にあたっては、新たな施設拡充等の行為を行うことなく、河川環境の保全・再生に一層配慮すること。
- ✓ 堤内地でのグラウンド確保に努めるとともに、占用区域の縮小を念頭に河川環境の再生に向けた取り組みを検討すること。以上の条件・要望に対する取り組み状況を把握するため、新たな占用期間は3年間とされたい。

83

■過年度審議結果のレビュー

平成22年 委員会

- ✓ 更新にあたっては、占用申請者に以下の①から⑥の項目について指導すること。
- ✓ ①占用区域外での当占用施設と一体となった利用実態を是正する
- ✓ ②一般市民に公平なルールづくりに取り組むこと。
- ✓ ③新たな施設拡充等の行為を行うことなく、河川環境の保全・再生に一層配慮すること。
- ✓ ④上流側に隣接する自由使用グラウンドは使用しないこと。
- ✓ ⑤人と川とのつながりを重視した本施設の利用と管理にあたること。
- ✓ ⑥堤内地でのグラウンド確保に努めるとともに、占用区域の縮小を念頭に河川環境の再生に向けた取り組みを検討すること。

平成24年 委員会

- ✓ 河川レンジャーと連携した学習の機会等をつくることを検討されたい。
- ✓ やむを得ず占用地の外側の草刈りする場合には、生物の生息環境に配慮して草丈を順にあげていく手法があり、これについても検討されたい。
- ✓ 駐車場への乗り入れ台数を極力減らすように、利用者に指導されたい。
- ✓ 不許可の工作物を撤去し、占用区域外に設置されている看板を移設すること
⇒公園周辺が貴重な動植物の生息場所であることを意識し、管理区域を遵守し、環境保全に努めることを念頭に、清掃活動を行っている。
⇒環境学習としては啓発看板の掲示を行っている。
⇒草丈を順にあげていく手法について、草刈りの担当とともに検討する。
⇒駐車場への乗り入れ台数を減らす指導している。
⇒不許可の工作物について継続的に指導する。占用区域外の看板の移設の検討も含め、改善に向け取り組んでいく。

■過年度審議結果のレビュー

平成26年 委員会

- ✓ 新たな駐車場としての利用について、早急に対処し、次年度の委員会で報告すること。
- ✓ 野球以外の利用を進める取り組みを市全体で取り組まれたい。
- ✓ 外来のトウネズミモチやメリケントキンソウ等が周囲の生態系へ与える影響についての自覚を持ち、調査等の対応に取り組むこと。
⇒駐車場整備面積約6,800㎡に対し、グラウンド2面、約10,000㎡を返還することとした。返還時期は、3年後の平成31年度としたい。
⇒占用区域外の不許可の工作物(繁み内の小屋)は、撤去した。啓発看板は、現在はグラウンド外野付近の占用区域外に立てており、目にする人が少ないため、グラウンドを返還する際に、利用者の目に付きやすい内野付近に啓発看板を立てる場所を確保し、移設することとしたい。

平成27年 委員会

- ✓ 駐車場としての利用については、引き続き河川管理者と協議を行い、速やかに手続きを進めていただきたい。なお、次年度の委員会にて報告されたい。
- ✓ 用具箱等の常置を解消すること。
- ✓ 要注意外来生物は放置してはいけないという考えのもと、トウネズミモチやメリケントキンソウの拡大を防止する具体的な方法を実践していただきたい。
- ✓ 占用地の下流側に隣接するヨシ原を利用した環境学習については、オオヨシキリやカヤネズミの生息範囲や繁殖時期に考慮した上で、関係部局と連携して積極的な利活用を進めていただきたい。
- ✓ 占用期間は3年とする。

■過年度審議結果のレビュー

平成30年 委員会

- ✓ 駐車スペースを占用地に加え、住宅側での迷惑駐車が解消されたことは評価できる。
- ✓ 代替に返還することになっているグラウンド2面跡の用地について、返還後の管理方針を河川管理者は検討されたい。
- ✓ 用具箱の早期撤去について引き続き指導されたい。
- ✓ メリケントキンソウに関する啓発看板について、種子がどのように靴につくのかなど、わかりやすい写真で表示されると良い。利用者が種子を散布している張本人である、ということを利用者に理解してもらいたい。
- ✓ 草地を積極的に環境学習に利用されたい。

86

■過年度審議結果のレビュー

令和3年 委員会

- ✓ 用具箱は利用者が勝手に持ち込んだものならば、ペナルティを課す等の策を講じなければ解消されることはなく、見栄えもよくない。主たる利用者に対し適正な指導をされたい。
- ✓ メリケントキンソウについて、新たな看板を設置されたのは評価できるが、看板設置場所の足元にメリケントキンソウの群落があった。「気がついたら抜きましょう」「あなたの足元に！」など書いてあると印象に残りやすく、学習効果があがるのではないか。
- ✓ 環境学習について、利用している子供だけではなく近隣小学校への働きかけも必要なのではないか。教育委員会などとのタイアップも重要と思う
- ✓ 占有者が関知しない勝手な植樹が見られる。(外来種である)サルスベリ、センダン、シュロの木なども見受けられた。植物の管理について状況確認のうえ、撤去も検討されたい。
- ✓ 看板に記載されている内容はとても良く評価したい。シンプルに伝わる内容となっている。ただ、劣化しているのは残念。
- ✓ 委員会立ち上げ当初は問題が山ほどあったが、今日、現場を見た限りでは「良くなってきた」と思う。川らしい利用に近づくように努力している。しかし、依然として、道具箱の放置が続いていたり、整地用具などが放置されたり、ブルーシートで覆われて置かれていたりするので、利用者への指導を強化するなど継続して管理してほしい。
- ✓ 連絡調整会議でも指摘があったが、環境部局など他の部局とも連携されたい。
- ✓ 河川環境上、駐車スペースをより影響の少ない領域に追加承認して、その分占用地を返還したが、旧占用地がそのままにされている。表面上は原状復帰されているのかもしれないが、旧占用地はグラウンドとして利用されていたので地面が固かったり、水分条件が相応しくなかったりして、そのまま放置されると外来種の侵入繁茂が始まり、望ましい自然や植生の回復は困難である。河川管理者は返還後の方針を定め、対応を行うことが必要である。

87